



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

547	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
548	〃	(〃).....	2
549	〃	(〃).....	3
550	〃	(〃).....	3
551	〃	(〃).....	3
552	〃	(〃).....	4
553	〃	(〃).....	4
554	〃	(〃).....	5
555	〃	(〃).....	5
556	〃	(〃).....	5
557	〃	(〃).....	6
558	〃	(〃).....	6
559	〃	(〃).....	6
560	〃	(〃).....	7
561	〃	(〃).....	7
562	〃	(〃).....	7
563	〃	(〃).....	8
564	〃	(〃).....	8
565	〃	(〃).....	9
566	〃	(〃).....	9
567	〃	(〃).....	9
568	〃	(〃).....	10
569	〃	(〃).....	10
570	〃	(〃).....	10
571	〃	(〃).....	11
572	〃	(〃).....	11
573	〃	(〃).....	12
574	〃	(〃).....	12
575	特別保護地区の指定予定の通知	(環境生活総務課).....	12
576	公聴会の開催	(〃).....	13
577	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	14
578	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(〃).....	14
579	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	14
580	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	15

581	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	15
582	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	16
583	救急病院の認定	(医務課).....	16
584	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	16
585	〃	(").....	17
586	大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要	(").....	17
587	貴志川土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	17
588	小池下土地改良区の役員の就退任	(").....	18
589	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	20
*590	平成22年和歌山県告示第44号(平成18年和歌山県告示第1503号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の全部改正)の一部改正	(建築住宅課).....	20
591	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	20
592	〃	(県議会事務局).....	21
○	公安委員会告示		
24	機械警備業務管理者講習の実施		22
○	警察本部告示		
2	交通管制システム上位装置賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		23
○	諸報		
	入札公告	(警察本部).....	25

告 示

和歌山県告示第547号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月14日から平成22年1月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第548号

和歌山県紀の川市下井阪の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成20年4月14日から平成22年1月6日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市下井阪の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市下井阪の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第549号

和歌山県紀の川市桃山町元の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成20年6月3日から平成22年1月19日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市桃山町元の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町元の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第550号

和歌山県岩出市森における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期

平成17年10月24日から平成21年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県岩出市森の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市森

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第551号

和歌山県岩出市今中の一部、山田における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19

条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成17年10月25日から平成21年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市今中の一部、山田の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市今中の一部、山田
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第552号

和歌山県岩出市高塚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年8月8日から平成21年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市高塚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市高塚の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第553号

和歌山県岩出市大町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年8月8日から平成21年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市大町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市大町の一部地区
- 5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第554号

和歌山県岩出市北大池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年8月8日から平成21年11月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市北大池の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市北大池の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第555号

和歌山県岩出市水栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年8月8日から平成21年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市水栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市水栖の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第556号

和歌山県岩出市南大池の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成18年8月8日から平成21年12月14日まで
- 3 成果の名称

和歌山県岩出市南大池の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市南大池の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第557号

和歌山県岩出市水栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県岩出市

2 調査を行った時期

平成19年4月27日から平成21年12月14日まで

3 成果の名称

和歌山県岩出市水栖の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県岩出市水栖の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第558号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成20年4月16日から平成22年1月25日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第559号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成20年4月17日から平成21年10月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第560号

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成20年4月17日から平成21年10月22日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第561号

和歌山県日高郡日高川町大字上越方における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成20年4月17日から平成21年10月23日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字上越方の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字上越方

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第562号

和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成21年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字坂野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第563号

和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成21年12月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字小釜本の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第564号

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成21年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第565号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成21年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第566号

和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成21年10月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字和田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第567号

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡美浜町

2 調査を行った時期

平成20年4月15日から平成21年10月2日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第568号

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成20年4月15日から平成21年10月23日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第569号

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成20年4月15日から平成21年10月23日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村福井の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第570号

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成21年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第571号

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第572号

和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区
- 5 認証年月日

平成22年3月31日

和歌山県告示第573号

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成22年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第574号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月15日から平成21年11月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年3月31日

和歌山県告示第575号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特別保護地区の名称
不動寺谷特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日宮前橋

南詰めに至り、同所から春日池堤を西進し、同池堤西端からさらに西進して尾根を登り南北にのびる尾根との交点に至り、同所から尾根上を約80メートル南進して尾根南端の頂に至り、同所から南西に山を下って皿池堤東端に至り、同所から西進して同池堤を経て市道西三谷3号線に至り、同市道を北進して広域農道に至り、同広域農道を東進して起点に至る線に囲まれた区域並びに紀の川市西三谷地内の万燈山頂を起点とし、同山頂から東にのびる尾根に沿って約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を北進して広域農道に至り、同広域農道を西進して紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から市界に沿って南進して起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区の指定目的

市街地から少し離れた広葉樹や針葉樹等の林相に富む地域で、特に当該鳥獣保護区の中でも上記区域は多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっていることから、特別保護地区に再指定し鳥獣及び生息地の保護を図る。

(3) 管理方針

職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め紀の川市と連携を図り対応に当たる。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び那賀振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成22年5月25日から同年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第576号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成22年6月17日（木）午後1時30分から

2 場所 岩出市高塚209

那賀振興局健康福祉部 1階 会議室

3 案件 不動寺谷特別保護地区再指定について

(1) 区域

紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日宮前橋南詰めに至り、同所から春日池堤を西進し、同池堤西端からさらに西進して尾根を登り南北にのびる尾根との交点に至り、同所から尾根上を約80メートル南進して尾根南端の頂に至り、同所から南西に山を下って皿池堤東端に至り、同所から西進して同池堤を経て市道西三谷3号線に至り、同市道を北進して広域農道に至り、同広域農道を東進して起点に至る線に囲まれた区域並びに紀の川市西三谷地内の万燈山頂を起点とし、同山頂から東にのびる尾根に沿って約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を北進して広域農

道に至り、同広域農道を西進して紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から市界に沿って南進して
起点に至る線に囲まれた区域

(2) 総面積 25.4ヘクタール

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日までの10か年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室 (TEL 073-441-2779)

那賀振興局健康福祉部衛生環境課 (TEL 0736-61-0048)

和歌山県告示第577号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、 申請者の名称)	住所 (法人の場合には、 主たる事務所の所在地)	法人の場合には、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107457	有限会社まついコーポレーション	和歌山市砂山南四丁目1-37	松井由美子	まつい訪問看護ステーションキューアルーム	和歌山市砂山南四丁目1-37	通所介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)

和歌山県告示第578号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107465	株式会社シルバーネストサービス	和歌山市塩屋五丁目168-1	越野幸子	ケアプランはるか	和歌山市塩屋五丁目168-1	居宅介護支援	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3071400802	医療法人喜望会	海南市船尾196	笠松望	ケアプランセンターかさまつ	海南市船尾196	居宅介護支援	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3071100402	有限会社えがお	海草郡紀美野町下佐々1338-2メゾンアクア102号	川西一代	たんぼぼ居宅介護支援事業所	海草郡紀美野町下佐々1338-2メゾンアクア102号	居宅介護支援	平成22.5.1 (平成28.4.30)

和歌山県告示第579号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071400794	社会福祉法人紀三福社会	和歌山市紀三井寺560-2	坂口和男	ヘルパーステーションひだまり	海南市下津町方498-25	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3072500634	株式会社もみじ	東牟婁郡串本町出雲1044番地4	森岡紀和子	もみじ介護ステーション	東牟婁郡串本町出雲1044番地4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3072200946	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	中西優	ケアセンターおたっしや倶楽部田辺第二事業所上秋津の里	田辺市上秋津1368-3	通所介護・介護予防通所介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3072000411	株式会社三和	御坊市湯川町小松原607-4	北岡武彦	三和デイサービス	御坊市湯川町小松原607-4	通所介護・介護予防通所介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)
3072300589	南紀プロパンガス株式会社	新宮市清水元一丁目1番9号	市川榮一郎	南紀プロパンガス株式会社	新宮市清水元一丁目1番9号	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成22.5.1 (平成28.4.30)

和歌山県告示第580号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072300597	フロンティアメディカル株式会社	新宮市清水元二丁目1番11号	塩崎実	らいふ通所介護・訪問介護サービスセンター	新宮市磐盾8番11号	通所介護・居宅介護支援・介護予防通所介護	平成22.5.1 (平成28.4.30)

和歌山県告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800129	カンロケアサービス	岩出市西国分515-2901号	居宅介護 重度訪問介護	有限会社カンロ	岩出市西国分515-2901号	平成22.4.27

和歌山県告示第582号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護つばさ	和歌山市木ノ本257-13ル・シャンテ木ノ本103号	所在地	和歌山市木ノ本257-13ル・シャンテ木ノ本208号	和歌山市木ノ本257-13ル・シャンテ木ノ本103号	平成22.5.1

和歌山県告示第583号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 新宮市立医療センター
- 2 所在地 新宮市蜂伏18番7号
- 3 有効期限 平成25年4月30日

和歌山県告示第584号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山市小豆島字院田53番地1 外
- 2 意見の概要
大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見はありませんが、第2駐車場が申請施設の用に供する目的外で使用される場合にあつては、拡張及び廃止予定部分の面積を含まない区域面積により都市計画法第41条第1項にて付加された制限に適合する必要があることに留意してください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成22年5月21日から同年6月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第585号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山市小豆島院田53番地1 外
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年5月21日から同年6月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第586号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター吉備店
有田郡有田川町大字熊井475番地
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
有田川町産業課(有田郡有田川町大字金屋3番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2344-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年5月21日から同年6月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年5月21日

1 退任した役員(平成22年5月9日退任)

職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	堀内克己	紀の川市貴志川町神戸787番地5
理事	松浦猛	紀の川市貴志川町神戸752番地
理事	佐本安清	紀の川市貴志川町井ノ口81番地
理事	山田三郎	紀の川市貴志川町北14番地2
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	山本哲男	紀の川市貴志川町丸栖606番地
理事	南清和	紀の川市貴志川町丸栖1642番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	井沼憲彦	紀の川市桃山町調月1330番地
理事	野中晋	紀の川市桃山町調月1127番地
理事	大面重視	紀の川市桃山町調月2206番地
監事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
監事	山田虎彦	紀の川市貴志川町北692番地
監事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

2 就任した役員(平成22年5月10日就任)

職名	氏名	住所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	堀内克己	紀の川市貴志川町神戸787番地5
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	米田義忠	紀の川市貴志川町井ノ口103番地
理事	岸本俊延	紀の川市貴志川町北684番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	山本哲男	紀の川市貴志川町丸栖606番地
理事	南清和	紀の川市貴志川町丸栖1642番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	野中晋	紀の川市桃山町調月1127番地
理事	大面重視	紀の川市桃山町調月2206番地
監事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
監事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
監事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

和歌山県告示第588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成22年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	北野悦雄	和歌山市黒岩137番地
理事	中岡邦男	和歌山市黒岩200番地
理事	中岡隆	和歌山市南畑238番地
理事	山本和之	和歌山市黒谷259番地の2
理事	青木幸夫	和歌山市黒谷116番地
理事	林文雄	和歌山市黒谷62番地
理事	伊藤修三	和歌山市境原574番地
理事	津汐喜代一	和歌山市境原288番地
理事	池上芳宏	和歌山市黒岩506番地
理事	辻健宏	和歌山市黒岩679番地
理事	尾崎悦治	和歌山市黒岩161番地
理事	瀬藤勇	和歌山市大河内426番地の1
理事	中野廣	和歌山市境原533番地
理事	滝本昭夫	和歌山市山東中310番地
理事	瀬藤善章	和歌山市大河内599番地
理事	林美樹	和歌山市黒谷335番地
理事	林通	和歌山市黒谷436番地
理事	谷本武士	和歌山市南畑120番地
理事	中岡義雄	和歌山市南畑41番地の2
監事	岩崎光夫	和歌山市南畑619番地
監事	藤井由喜	和歌山市境原14番地

2 就任した役員(平成22年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	池上芳宏	和歌山市黒岩506番地
理事	辻健宏	和歌山市黒岩679番地
理事	岩崎良男	和歌山市黒岩52番地
理事	山崎仲二	和歌山市黒岩115番地
理事	辻忠男	和歌山市黒岩212番地
理事	岩崎光夫	和歌山市南畑619番地
理事	田和憲	和歌山市南畑240番地
理事	滝本善一	和歌山市南畑112番地
理事	岩崎吉博	和歌山市南畑802番地
理事	今面房和	和歌山市境原350番地
理事	川口泰治	和歌山市境原344番地
理事	松尾暢彦	和歌山市境原528番地
理事	中嶋紀行	和歌山市境原510番地
理事	井内登志男	和歌山市黒谷312番地
理事	青木茂生	和歌山市黒谷120番地の3
理事	林良亮	和歌山市黒谷58番地の2
理事	林通	和歌山市黒谷436番地
理事	且来義彦	和歌山市黒谷256番地
理事	瀬藤典男	和歌山市大河内602番地
監事	柏原道明	和歌山市大河内567番地

監事 角田博 和歌山市永山372番地

和歌山県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

日高郡由良町吹井地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

本川右支溪6（5-383-1-018）、本川右支溪5（5-383-1-019）、本川右支溪4（5-383-1-020）、本川右支溪3（5-383-1-021）、本川右支溪1（5-383-1-022-1）、本川右支溪2（5-383-1-022-2）、本川左支溪1（5-383-1-023）、本川左支溪2（5-383-1-024）、本川右支溪10（5-383-2-004）、本川右支溪11（5-383-2-005）、本川右支溪7（5-383-4-002-1）、本川右支溪8（5-383-4-002-2）、本川右支溪9（5-383-4-003）、吹井（358）、濱田・小津路（I-904）、吹井1（I-905）、吹井（1）・吹井（2）（I-906）、吹井3（I-3957）、吹井4（I-3958）、吹井5（I-3959）、吹井6（I-3960）、吹井7（II-4131）、吹井8（III-2574）、吹井9（III-2576）、吹井10（III-2577）、吹井11（IV-001）、吹井12（IV-002）、吹井13（IV-003）、吹井14（IV-004）、吹井15（IV-005）、吹井16（IV-006）、吹井17（IV-007）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第590号

平成22年和歌山県告示第44号（平成18年和歌山県告示第1503号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部改正）の一部を次のように改正し、平成22年5月21日から実施する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表和歌山市今福三丁目の項を次のように改める。

和歌山市今福三丁目	今福第二団地	1号棟から3号棟まで	0.9621
		その他の住宅	0.8471

和歌山県告示第591号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（一般） 127箱
 (2) カード基体 300枚×3入（優良） 69箱

- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 20箱
- (4) IC化用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 96箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 538,650円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 538,650円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 538,650円 |
| (4) IC化用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり | 147,000円 |
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第592号

平成22年度県議会テレビ番組の制作及び放送委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度県議会テレビ番組の制作及び放送委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年5月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
35,668,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,698,500円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第24号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年5月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習の実施期日、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成22年8月24日（火）から同月27日（金）までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛

(3) 定員

20名

2 講習の対象者

機械警備業務管理者講習を受講することができる者は、本講習の受講を希望する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、平成22年7月21日（水）から同月23日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話番号073-423-3344）に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間

平成22年7月28日（水）から同月30日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

和歌山県内の最寄りの警察署

(3) 提出方法等

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚をちょう付したもの）1通を提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする。

(4) 手数料

38,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号 073-423-0110（内線3027又は3028）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通管制システム上位装置賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成22年5月21日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 一般競争入札に付する事業の名称等

(1) 事業名称

交通管制システム上位装置賃貸借

(2) 事業内容等

交通管制システム上位装置仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成22年5月21日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る賃貸借と同種の賃貸借契約を過去5年以内に締結した実績がある者であること。

なお、同種とは、複数台のサーバーで構成されたシステムのメンテナンスリースであることとする。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3月を経過していないもの）
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- サ 申請者のシステム賃貸借に関する実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写し及び機器一覧を添付すること。）
- シ 申請者に業務体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書
- ス 保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成22年5月21日（金）から同年6月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成22年6月14日（月）午後4時までの間、6に掲げる場所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

(2) 日時

平成22年6月9日（水）午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成22年6月8日（火）から同月22日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成22年6月30日（水）までに申請者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成22年7月7日（水）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成22年7月12日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

交通管制システム上位装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年5月21日

和歌山県警察本部長 永 松 健 次

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成22年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置賃貸借 一式
- (3) 賃貸借期間
平成23年3月1日から平成28年2月29日までの間
- (4) 調達役務の仕様等
交通管制システム上位装置仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
仕様書による。
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成22年和歌山県警察本部告示第2号に規定する交通管制システム上位装置賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）
電話番号 073-473-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-473-0110
- (2) 期間
平成22年5月21日（金）から同年6月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時までとする。

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成22年6月14日(月)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

(2) 日時

平成22年6月9日(水)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成22年7月14日(水)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停

止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書のとおりとする。
- (2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない交通規制課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課施設係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Rental of central computer of traffic control system

- (2) Date and time for tender :

By hand : Wednesday, July 14, 2010 2:00P.M

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110